

〔省令〕

- 電波法施行規則の一部を改正する省令（総務六九）
- 農業競争力強化支援法施行規則の一部を改正する省令
- （農林水産・経済産業一）
- ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業四六）

〔その他告示〕

- 電気通信事業法施行規則第二十二條の二の七第五項の規定に基づき告示する件（総務一九三）
- 棚田地域振興法第七條第一項の規定に基づき、同項に規定する指定棚田地域を指定する件
- （総務・文部科学・農林水産・国土交通・環境一）
- 特定水産資源（まさば及びこまさば太平洋系群、まさば及びこまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部

系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件

(農林水産六九八)

- 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件

(同六九九)

- 自動車等安全性能評価実施要領の一部を改正する告示(国土交通六一六)
- 新宿御苑、千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地の公開日時等を定める件の一部を改正する件(環境二五)

〔公 告〕

- 三 七

諸事項

官厅

- 買収前の所有者等への売払い関係
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
弁理士登録関係
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係
会社その他
会社決算公告

—

二四

六八

七五

○国土交通省告示第六百十六号

自動車等の安全性能に関する評価等に関する規程（平成十一年運輸省告示第四百四十号）第三条第一項の規定に基づき、自動車等安全性能評価実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年五月十三日

自動車等安全性能評価実施要領の一部を改正する告示

自動車等安全性能評価実施要領（平成二十六年国土交通省告示第五百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

国土交通大臣 金子 恭之

改正後

(用語の定義)

第二条 この告示の用語の定義は、次の各号に掲げるもののほか、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）に定めるところによる。

一 「年少者」とは、新生児、乳児、幼児又は学童のうち身長が百五センチメートル以下の者をいう。

二 「年少者用補助乗車装置」とは、国土交通大臣の指定等を受けた次に掲げる装置又はこれに準ずる装置をいう。

イ（略）

ロ 主として幼児を座席ベルトによって直接拘束しないものであって、インパクト・シールド（正面衝突の際に年少者の前方移動を防止するために、年少者の正面に取り付ける装置をいう。以下この号において同じ。）、インパクト・シールド及び補助シート（幼児を着席させるために自動車の座席上に乗せる装置又は自動車の座席部に装備する装置であつて、シート・クッションを備えたもの又はシート・クッション及びシート・バックを備えたものをいう。以下この号において同じ。）、インパクト・シールド、補助シート及び年少者用ベルト又は補助シート及び年少者用ベルトのいずれかによって幼児を後ろ向き又は前向きに拘束又は定置する装置（以下「幼児用シート」という。）

ハ 主として学童を座席ベルトによって直接拘束できるように、学童を適切に定置する装置。

三〇六（略）

七 「HIC」とは、自動車のフルラップ前面衝突安全性能試験、MPDB前面衝突安全性能試験及び側面衝突安全性能試験にあつてはダミーの頭部において計測された加速度を、自動車の歩行者頭部保護性能試験にあつては頭部インパクトにおいて計測された加速度を、それぞれ用いて計算される頭部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

八 「HPC」とは、年少者用補助乗車装置の側面衝突安全性能試験により、ダミーの頭部において計測された加速度を用いて計算される頭部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

九〇二七（略）

二八 「腹部圧力」とは、ダミーの腹部に生ずる圧力をいう。

二九（略）

三〇 「NIC」とは、自動車の後面衝突頸部傷害保護性能試験により、ダミーの頸部において計測された加速度を用いて計算される頸部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

三十一〇四二（略）

四三 「二輪自動車ターゲット」とは、試験自動車を衝突させる二輪自動車模型であつて、人体模型が乗車したものをいう。

四四（略）

（自動車の評価）

第四条 自動車の評価は、次の表の上欄に掲げる評価項目ごとに、同表の中欄に掲げる試験方法により試験を行った上で、同表の下欄に掲げる事項を確認することにより行うこととする。

一〇九（略）	十 事故自動緊急通報装置の種類を 確認する試験	事故自動緊急通報装置の種類に 応じた三段階の指標
--------	----------------------------	-----------------------------

改正前

(用語の定義)

第二条 この告示の用語の定義は、次の各号に掲げるもののほか、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）に定めるところによる。

一 「年少者」とは、新生児、乳児又は幼児のうち体重が十八キログラム以下の者をいう。

二 「年少者用補助乗車装置」とは、国土交通大臣の指定等を受けた次に掲げる装置又はこれに準ずる装置をいう。

イ（略）

ロ 主として幼児を座席ベルトによって直接拘束しないものであって、インパクト・シールド（正面衝突の際に年少者の前方移動を防止するために、年少者の正面に取り付ける装置をいう。以下この号において同じ。）、インパクト・シールド及び補助シート（幼児を着席させるために自動車の座席上に乗せる装置又は自動車の座席部に装備する装置であつて、シート・クッションを備えたもの又はシート・クッション及びシート・バックを備えたものをいう。以下この号において同じ。）、インパクト・シールド、補助シート及び年少者用ベルト又は補助シート及び年少者用ベルトのいずれかによって幼児を後ろ向き又は前向きに拘束又は定置する装置（以下「幼児用シート」という。）

（新設）

三〇六（略）

七 「HIC」とは、フルラップ前面衝突安全性能試験、MPDB前面衝突安全性能試験及び側面衝突安全性能試験にあつてはダミーの頭部において計測された加速度を、歩行者頭部保護性能試験にあつては頭部インパクトにおいて計測された加速度を、それぞれ用いて計算される頭部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

（新設）

八〇二六（略）

（新設）

二七（略）

二八 「NIC」とは、後面衝突頸部傷害保護性能試験により、ダミーの頸部において計測された加速度を用いて計算される頸部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

二九〇四（略）

（新設）

四一（略）

（自動車の評価）

第四条 自動車の評価は、次の表の上欄に掲げる評価項目ごとに、同表の中欄に掲げる試験方法により試験を行った上で、同表の下欄に掲げる事項を確認することにより行うこととする。

一〇九（略）	十 事故自動緊急通報装置の種類を 確認する試験	事故自動緊急通報装置の種類に 応じた二段階の指標
--------	----------------------------	-----------------------------

十一、十三 (略)		十四 車両衝突被害軽減制動制御装置性能 (交差点(右直))	乾燥した路面において、右折する試験自動車の前面の中央部又は助手席側の最外側部を十キロメートル毎時から二十キロメートル毎時までの五キロメートル毎時ごとの制動初速度で、対向車線を走行中の車両ターゲットの前面の運転者席側の最外側部に衝突させる試験	試験自動車の衝突時の速度に応じた五段階の指標
十五 車両衝突被害軽減制動制御装置性能 (交差点(出会い頭))		乾燥した路面において、直進する試験自動車の前面の中央部若しくは運転席側の最外側部を停止状態から発進させ、又は二十キロメートル毎時から六十キロメートル毎時までの十キロメートル毎時ごとの制動初速度で、交差道路の右方から進行してくる車両ターゲットの助手席側の側面部又は前面の助手席側の最外側部に衝突させる試験		
十六 歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能 (交差点(右左折))		乾燥した路面において、右折及び左折する試験自動車の前面の中央部を右折時は十キロメートル毎時から三十キロメートル毎時まで、左折時は十キロメートル毎時から二十キロメートル毎時までの五キロメートル毎時ごとの制動初速度で、横断中の歩行者ターゲットに衝突させる試験		
十七 二輪自動車衝突被害軽減制動制御装置性能 (交差点(右直))		乾燥した路面において、右折する試験自動車の前面の中央部又は助手席側の最外側部を十キロメートル毎時から二十キロメートル毎時までの五キロメートル毎時ごとの制動初速度で、横断中の歩行者ターゲットに衝突させる試験		
十一、十三 (略)		十四 車両衝突被害軽減制動制御装置性能 (交差点(右直))	乾燥した路面において、右折する試験自動車の前面の中央部又は助手席側の最外側部を十キロメートル毎時から二十キロメートル毎時までの五キロメートル毎時ごとの制動初速度で、対向車線を走行中の車両ターゲットの前面の運転者席側の最外側部に衝突させる試験	試験自動車の衝突時の速度に応じた五段階の指標
十五 歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能 (交差点(右左折))		乾燥した路面において、右折及び左折する試験自動車の前面の中央部を右折時は十キロメートル毎時から三十キロメートル毎時まで、左折時は十キロメートル毎時から二十キロメートル毎時までの五キロメートル毎時ごとの制動初速度で、横断中の歩行者ターゲットに衝突させる試験		

十八、二十一（略）		毎時ごとの制動初速度で、対向車線を走行中の二輪自動車ターゲットの前面に衝突させる試験
二十二 予防安全性性能	第十一号から前号までの試験	歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能試験、夜間歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能試験、自転車衝突被害軽減制動制御装置性能試験、車両衝突被害軽減制動制御装置性能（交差点（右直）、車両衝突被害軽減制動制御装置性能（交差点（出会い頭）、歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能（交差点（右左折）、二輪自動車衝突被害軽減制動制御装置性能（交差点（右直）、ペダル踏み間違い時加速抑制装置性能試験、車線逸脱警報装置性能試験、車線逸脱抑制装置性能試験及び高機能前照灯性能試験における測定結果に基づき総合的な予防安全性性能を示す五段階の指標
二十三 自動車安全性性能	第九号、第十号及び第二十二号の試験	衝突安全性性能、事故自動緊急通報装置性能及び予防安全性性能における測定結果に基づき総合的な安全性性能を示す五段階の指標

2
(略)

第五条 (年少者用補助乗車装置の評価)
掲げる試験方法により試験を行った上で、同表の下欄に掲げる事項を確認することにより行うこととする。

一 前面衝突安全性性能 (乳児用ベッドに限る。)	横向き動的試験 試験用座席に年少者用補助乗車装置を横向きに固定し、かつ、ダミーを定置した後、当該試験用座席の速度を五十五キロメートル毎時とし、加速度及び減速度を当該試験用座席に取付部及びダミーの強度保持機能を持つ各部の破壊状況、ダミーの頭部の前方への移動量、頭部合成加速度、頸部の引張荷重、胸部合成加速度、乳児用ベッドの放出性（衝突時に年少者用
-----------------------------	--

十六、十九（略）		
二十 予防安全性性能	第十一号から前号までの試験	歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能試験、夜間歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能試験、自転車衝突被害軽減制動制御装置性能試験、車両衝突被害軽減制動制御装置性能（交差点（右直）、歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能（交差点（右左折）、ペダル踏み間違い時加速抑制装置性能試験、車線逸脱警報装置性能試験、車線逸脱抑制装置性能試験及び高機能前照灯性能試験における測定結果に基づき総合的な予防安全性性能を示す五段階の指標
二十一 自動車安全性性能	第九号、第十号及び第二十号の試験	衝突安全性性能、事故自動緊急通報装置性能及び予防安全性性能における測定結果に基づき総合的な安全性性能を示す五段階の指標

2
(略)

第五条 (年少者用補助乗車装置の評価)
掲げる試験方法により試験を行った上で、同表の下欄に掲げる事項を確認することにより行うこととする。

一 前面衝突安全性性能 (乳児用ベッドに限る。)	横向き動的試験 試験用座席に年少者用補助乗車装置を横向きに固定し、かつ、ダミーを定置した後、当該試験用座席の速度を五十五キロメートル毎時とし、加速度及び減速度を当該試験用座席に取付部及びダミーの強度保持機能を持つ各部の破壊状況、乳児用ベッドの底面の傾斜角度、ダミーの頭部の前方への移動量、胸部合成加速度、乳児用ベッドの放出性（衝突時に年少者用補
-----------------------------	--

四 側面衝突安全性能 (乳児用ベッドに限る。)	三 前面衝突安全性能 (幼児用シートのうち幼児を前向きに拘束又は定置するものに限る。)	二 前面衝突安全性能 (幼児用シートのうち幼児を後ろ向きに拘束又は定置するものに限る。)	
横向き動的試験 試験用座席に年少者用補助乗車装置を横向きに固定し、かつ、ダミーを定置した後、当該試験用座席の側面に対して自動車の扉を模擬したドアパネルを速度二十五・二から二十八・八キロメートル毎時で垂直に正面衝突させ、ドアパネルに対する相対速度を当該試験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験	前向き動的試験 試験用座席に年少者用補助乗車装置を前向きに固定し、かつ、ダミーを定置した後、当該試験用座席の速度を五十五キロメートル毎時とし、加速度及び減速度を当該試験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験	後ろ向き動的試験 試験用座席に年少者用補助乗車装置を後ろ向きに固定し、ダミーを定置した後、当該試験用座席の速度を五十五キロメートル毎時とし、加速度及び減速度を試験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験	試験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験
取付部及びダミーの強度保持機能を持つ各部の破壊状況、ダミーの頭部の前方への移動量、頭部合成加速度、HPC、乳児用ベッドの放出性並びにバックルの解離性に基つた四段階の指標	取付部及びダミーの強度保持機能を持つ各部の破壊状況、ダミーの頭部の前方への移動量、頭部合成加速度、頸部の引張荷重、胸部合成加速度、胸部の圧迫による肋骨と胸椎の接触状況、幼児用シートの放出性、バックルの解離性、腹部圧力並びにダミーの座席脱落性（衝突時にダミーが年少者用補助乗車装置から脱落したか否かをいう。以下同じ。）に基つた四段階の指標	取付部及びダミーの強度保持機能を持つ各部の破壊状況、ダミーの頭部の前方への移動量、頭部合成加速度、頸部の引張荷重、胸部合成加速度、幼児用シートの放出性並びにバックルの解離性に基つた四段階の指標	補助乗車装置本体が当該取付部から放出されたか否かをいう。以下同じ。）並びにバックルの解離性（衝突時に年少者用補助乗車装置のバックルが解離したか否かをいう。以下同じ。）に基つた四段階の指標
	三 前面衝突安全性能 (幼児用シートのうち幼児を前向きに拘束又は定置するものに限る。)	二 前面衝突安全性能 (幼児用シートのうち幼児を後ろ向きに拘束又は定置するものに限る。)	
前向き動的試験 試験用座席に年少者用補助乗車装置を前向きに固定し、かつ、ダミーを定置した後、当該試験用座席の速度を五十五キロメートル毎時とし、加速度及び減速度を当該試験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験	前向き動的試験 試験用座席に年少者用補助乗車装置を前向きに固定し、かつ、ダミーを定置した後、当該試験用座席の速度を五十五キロメートル毎時とし、加速度及び減速度を当該試験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験	後ろ向き動的試験 試験用座席に年少者用補助乗車装置を後ろ向きに固定し、ダミーを定置した後、当該試験用座席の速度を五十五キロメートル毎時とし、加速度及び減速度を試験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験	試験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験
取付部及びダミーの強度保持機能を持つ各部の破壊状況、ダミーの頭部の前方への移動量、頭部合成加速度、胸部合成加速度、胸部の圧迫による肋骨と胸椎の接触状況、幼児用シートの放出性、バックルの解離性、幼児への加害性（衝突時に年少者用補助乗車装置によつて腹部等身体の弱い部分を圧迫するなど当該装置が幼児に傷害を与えるおそれがあるか否かをいう。）並びにダミーの座席脱落性（衝突時にダミーが年少者用補助乗車装置から脱落したか否かをいう。）に基つた四段階の指標	取付部及びダミーの強度保持機能を持つ各部の破壊状況、ダミーの頭部の前方への移動量、頭部合成加速度、胸部合成加速度、胸部の圧迫による肋骨と胸椎の接触状況、幼児用シートの放出性、バックルの解離性、幼児への加害性（衝突時に年少者用補助乗車装置によつて腹部等身体の弱い部分を圧迫するなど当該装置が幼児に傷害を与えるおそれがあるか否かをいう。）並びにダミーの座席脱落性（衝突時にダミーが年少者用補助乗車装置から脱落したか否かをいう。）に基つた四段階の指標	取付部及びダミーの強度保持機能を持つ各部の破壊状況、シート・バックル面の最大傾斜角度、ダミーの頭部の前方への移動量、胸部合成加速度、幼児用シートの放出性並びにバックルの解離性に基つた四段階の指標	助乗車装置本体が当該取付部から放出されたか否かをいう。以下同じ。）並びにバックルの解離性（衝突時に年少者用補助乗車装置のバックルが解離したか否かをいう。以下同じ。）に基つた四段階の指標

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

七 (略)	五 側面衝突安全性能 (幼児用シートのうち幼児を後ろ向きに拘束又は設置するものに限る。)	後ろ向き動的試験 試験用座席に年少者用補助乗車装置を後ろ向きに固定し、かつ、ダミーを定置した後、当該試験用座席の側面に対して自動車 の扉を模擬したドアパネルを速度二十五・二から二十八・八キロメートル毎時で垂直に正面衝突させ、ドアパネルに対する相対速度を試験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験	取付部及びダミーの強度保持機能を持つ各部の破壊状況、ダミーの頭部の前方への移動量、頭部合成加速度、HPC、幼児用シートの放出性並びにバックルの解離性に基ついた四段階の指標
	六 側面衝突安全性能 (幼児用シートのうち幼児を前向きに拘束又は設置するものに限る。)	前向き動的試験 試験用座席に年少者用補助乗車装置を前向きに固定し、かつ、ダミーを定置した後、当該試験用座席の側面に対して自動車 の扉を模擬したドアパネルを速度二十五・二から二十八・八キロメートル毎時で垂直に正面衝突させ、ドアパネルに対する相対速度を当該試験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験	取付部及びダミーの強度保持機能を持つ各部の破壊状況、ダミーの頭部の前方への移動量、頭部合成加速度、HPC、幼児用シートの放出性、バックルの解離性、並びにダミーの座席脱落性に基ついた四段階の指標
四 (略)			